

廃棄物海洋投入処分許可申請書

令和5年 4月 5日

環境大臣 西村 明宏 殿

申請者

住所 千葉県館山市北条402-1

氏名 千葉県南部漁港事務所長 矢代 博信

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項の規定により、船舶海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：千葉県天津漁港における水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2023年許可発給日～ 2028年 3月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 26,000 m <sup>3</sup>
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2023年許可発給日～2024年3月31日：9,000 m <sup>3</sup> 2024年 4月 1日～2025年 3月31日：9,000 m <sup>3</sup> 2025年 4月 1日～2026年 3月31日：2,700 m <sup>3</sup> 2026年 4月 1日～2027年 3月31日：2,650 m <sup>3</sup> 2027年 4月 1日～2028年 3月31日：2,650 m <sup>3</sup>
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の点を中心とする半径300mの海域 北緯34° 59' 47"、東経140° 10' 20" 排出海域位置図は別紙-2のとおり
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 （詳細は別紙-3のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）

